福祉車両の貸出について

(目的)

既存の交通機関を利用することが困難で、歩行が困難な車椅子生活者、高齢者、障害者等の 社会参加の促進及び生活の利便性に資するため、福祉車両を貸与する。

(利用対象者)

車両の利用対象者は牧之原市内に住所を有する者及び団体で、一人で外出することが困難な要介護者等で、申請により許可を受けて登録した者。

(運転者)

車両を運転できる者は、普通自動車免許取得者で要援護者の家族等又は要援護者の依頼を受けた者で申請により許可を受けて登録した者。

(登録期間)

1年間の年度更新(4月1日~翌年3月31日まで)

(使用車両) 全車禁煙

貸出場所	貸出車両	電話番号
老人福祉センター 龍眼荘	・マツダAΖワゴン(静岡 580 い 3238) オートマ車、車椅子スロープ車	22-5187
相良総合センター い~ら	・スズキエブリィ(静岡 580 よ 2072) オートマ車、車椅子スロープ車	52-3500
	・スズキワゴンR(静岡 800 あ 472) オートマ車、車椅子スロープ車	

(利用時間)

午前8時30分~午後5時まで

(利用料)

燃料代実費の負担。月毎算出し、3ヶ月分ごと4期に分けて請求となります。

(利用の手続き)

登録された方は、利用の1週間前までに車の保管先に電話して予約してください。 当日は、保管先に取りに行ってください。(運転する方は免許の提示をしてください)

(利用の変更及び取り消し)

利用者が自己の都合で申し込み条件を変更する場合は、すみやかにその趣旨を管理者に申し出てください。

(事故報告等)

- 1. 利用者又は運転者は事故が発生した場合、法令に基づく応急の処置をした後、すみやかに管理者にその状況を報告し、その指示を受けるようにお願いします。
- 2. 措置後運転者は、規程の事故報告書を作成し、管理者に提出していただきます。
- 3. 事故に伴う事故処理等は、管理者及び利用者が協議して行います。
- 4. 事故による損害額については、保険適用外のものは利用者負担とします。